

阪神水道企業団公告

下記の業務について、公募型プロポーザル方式に係る手続を開始するので、次のとおり公告する。

令和8年6月18日

阪神水道企業団
企業長 吉田延雄

阪神水道企業団（以下「企業団」という。）が発注する業務は下記のとおりとする。

業務名称

阪神水道企業団人材育成研修企画運営業務

1 発注案件毎の内容

業務名称	阪神水道企業団人材育成研修企画運営業務
業務内容	<p>(1) 研修計画の策定</p> <p>ア 受託者は、企業団の業務特性を踏まえ、今後の職員研修の内容等をまとめた実施計画案を企業団に提示すること。</p> <p>イ 各研修の目的、到達目標、対象者、実施方式、内容構成及び評価方法を明示すること。</p> <p>ウ 計画策定に当たっては、担当課との事前打合せ・ヒアリングを実施すること。</p> <p>(2) 業務計画書の策定</p> <p>受託者は、上記(1)により策定した研修計画及び企画提案書の内容を踏まえ、本業務の実施内容、実施体制、スケジュール、研修方法、評価方法その他本業務の履行に必要な事項を具体化した業務計画書を作成し、企業団の承認を受けなければならない。</p> <p>(3) 必須提案研修</p> <p>受託者は上記(1)研修計画の策定に当たり、次の研修について、必ず企画・提案すること。なお、内容・実施方法については、創意工夫ある提案を妨げるものではない。</p> <p>ア コンプライアンス研修</p> <p>① 対象：全職員（約260人、階層別提案可）</p> <p>② 内容例：法令遵守の考え方、不祥事・不正事案の防止等</p> <p>※ 本研修については、単に知識の習得を目的とするものではなく、職員が自ら考え、判断し、行動できるようになることを重視する。</p> <p>このため、受託者は、「複数回に分けた段階的实施」、「初回研修後における理解度確認及びフォローアップ研修」、「ケーススタディや討議結果を踏まえた振り返り」等を含め、研修効果の定着及び向上につながる構成を企画提案すること。</p> <p>イ 管理職マネジメント研修</p> <p>① 対象：管理職（課長級職員約20人）</p> <p>② 内容例：人材育成・指導、コンプライアンス、ハラスメントの防止等</p> <p>※ 管理職としての判断力・対応力の向上につながる内容とすること。</p> <p>ウ 主任級職員育成研修</p> <p>① 対象：中堅職員約90人</p> <p>② 内容例：上司補佐力・若手育成、自己キャリア・モチ</p>

	<p>バージョン向上等</p> <p>エ 人事評価研修</p> <p>① 対象：人事評価者（管理職等（係長級以上）約70人）</p> <p>② 内容例：評価の標準化、評価面談・フィードバック研修等</p> <p>(4) 研修の企画業務</p> <p>受託者は、研修計画に基づき、各研修を具体化するため、次の企画業務を行う。</p> <p>ア 構成、時間配分及び進行方法（講義、演習、グループワーク等）を設計すること。</p> <p>イ 教材（テキスト、投影資料、演習資料、事例集等）を作成すること。</p> <p>ウ 各研修に適した講師を配置し、内容及び進行について調整を行うこと。</p> <p>(5) 研修当日の運営業務</p> <p>受託者は、研修当日の円滑な実施のため、次の運営業務を行う。</p> <p>ア 研修実施体制の構築</p> <p>イ 研修当日の進行管理</p> <p>ウ 演習等の運営支援</p> <p>エ オンライン又はハイブリッド研修の場合は、配信環境の構築、接続管理及びトラブル対応を行うこと。</p> <p>(6) 研修実施後の業務</p> <p>受託者は、研修実施後における効果測定及び改善につなげるため、次の業務を行う。</p> <p>ア 研修結果（出欠状況、受講状況等）を整理すること。</p> <p>イ 研修後のアンケートや理解度確認等により、研修効果を測定・分析すること。</p> <p>ウ 各研修の実施内容、評価結果、課題等を整理した報告書を作成すること。</p> <p>エ 次年度以降の研修内容及び運営方法に関する改善提案を行うこと。</p>
<p>プロポーザル(提案)を求める内容</p>	<p>(1) 業務の実施体制</p> <p>(2) 研修の企画提案</p> <p>ア 年間研修計画の構成・工夫</p> <p>イ 具体的な実施研修の実効性及び実現性</p> <p>ウ 研修後の効果測定方法に関する工夫</p> <p>(3) 類似業務の受託実績</p> <p>(1)及び(2)の提案に当たっては、類似業務の受託実績（経験）を踏まえ、本業務において有効と考えられる体制の構築方法や</p>

	<p>研修手法、効果測定工夫等について、具体的に提案すること。</p> <p>(4) 見積金額及び積算内訳</p>
履行期間	契約締結日の翌日から令和9年3月31日(水)まで
委託金額の上限	2,700,000円(消費税及び地方消費税を除く。)
支払方法	完成払い
契約不適合責任期間	1年
入札保証金	不要
契約保証金	<p>契約金額の100分の5以上。ただし、保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約(定額てん補、付保割合100分の5以上)を締結した場合は、その保険証書の提出をもって、契約保証金に代えることができる。</p>
参加資格	<p>(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 公募型プロポーザル参加表明書の提出期限において、企業団指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。</p> <p>(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること(会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定があった場合を除く。)</p> <p>(4) 消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者であること。</p> <p>(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に関与している団体、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員(以下「暴力団等」という。)に金銭的な援助を行っている団体、その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している団体ではないこと。</p> <p>(6) 直近5年間(令和3年度から令和7年度まで)において、人材育成を目的とする研修企画業務を受注し、実施した実績を有すること。</p> <p>(7) 履行期間において、常に迅速に連絡調整可能な体制を維持できる者であること。</p>

2 スケジュール(受付は土・日曜日、祝日を除く平日の9時から16時まで、最終日は下記記載の受付時間までとし、受付期間以降の提出等は無効とする。)

参加表明書の受付期間	公告の日～6月30日(火)16:00
質問受付期間	公告の日～7月3日(金)16:00
質問回答予定日	7月7日(火)予定

提案書の受付期間	提案説明書受領の日 ～ 7月16日(木)12:00
プレゼンテーションの実施（リモート）	7月23日(木)予定
受託候補者の特定	7月28日(火)予定
受託候補者との協議後 契約締結	7月29日(水)予定

3 共通事項

「参加表明書等」について	電子メールにより提出 提出先 総務部総務課契約係 E-mail keiyaku@hansui.or.jp
参加表明書等に必要書類 ただし、(5)、(6)に関しては令和7・8・9年度競争入札参加資格の認定を受けた者は不要とする。	(1) 参加表明書（様式－1） (2) 誓約書（様式－2） (3) 過去5年の業務実績（様式－3） (4) その他必要書類（様式任意） (5) 登記簿謄本・登記事項に関する履歴事項全部証明書 (6) 納税証明書
参加表明書等の内容に関する留意事項 （実施予定年度の前年度から起算して過去5年の業務実績）	(1) 参加表明書の提出者が過去に受託した業務の実績について記載すること。 (2) 企業が業務を実施したことを証明できる契約書、特記仕様書などの写しを添付すること。また、必要に応じて業務の内容がわかる成果品の一部又は全部も添付すること。
提案説明書等の配付	参加資格を満たしている参加表明書等の提出者に対して、企業団から提案説明書等を電子メールにて配付
受託候補者の特定方法	(1) 受託候補者の特定にあたっては、提案者に提案内容のプレゼンテーションを求め、実施日時等については、別途担当者に連絡する。 (2) 提案内容の審査は、提出された参加表明書等及び提案書並びにプレゼンテーションの内容に対して、企業団において設置する「評価委員会」で一定の評価基準に基づく審査を実施し、最も優れた提案者を受託候補者として特定する。ただし、参加表明時に資格要件や必要書類など参加表明書等に不備があった者は無効となり、提案書の評価は行わない。
契約に関する条件	契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）が200万円を超える場合には、業務受託者が暴力団でないこと等についての誓約書等を契約締結以前に提出すること。

<p>その他留意事項</p>	<p>(1) 本案件に関して作成する書類等について、使用する言語は日本語とする。</p> <p>(2) 委託業務の内容に係る説明会等を行わない。</p> <p>(3) 参加表明書等の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。</p> <p>(4) 参加表明書等に虚偽の記載をした場合には、提出された参加表明書等を無効とするとともに、当該参加表明者に対して指名停止等の措置を行うことがある。</p> <p>(5) 提出された参加表明書等は返却しない。また、提出された参加表明書等は受託候補者の特定以外には使用しない。</p> <p>(6) 公募型プロポーザルに参加しようとする者は、本案件の受託候補者特定の公表までの間において、評価委員会に直接及び間接を問わず、自らを有利に又は他者を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、参加資格を失うことがある。</p>
<p>その他本書に記載のない事項、質問事項等についての問合せ先</p>	<p>阪神水道企業団 総務部総務課契約係 〒658-0073 神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号 電話(078)431-1902(直通) E-mail keiyaku@hansui.or.jp 問合せ対応は、土・日曜日、祝日を除く平日の9時から16時まで(ただし、12時から13時までを除く。)</p>